○外務省告示第二百二十八号

平成三十年六月二十一日にウェリントン（ニュージーランド）で、クック諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がクック諸島政府との間に行われた。

平成三十年七月三日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　高田稔久在クック諸島大使（ニュージーランドにて兼轄）

クック諸島側　テレモアナ・ヤラ在ニュージーランドクック諸島高等弁務官

○外務省告示第二百二十九号

平成三十年六月二十一日にウェリントン（ニュージーランド）で、ニウエ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がニウエ政府との間に行われた。

平成三十年七月三日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　署名者

日本側　高田稔久在ニウエ大使（ニュージーランドにて兼轄）

ニウエ側　フィサ・イギリシ・ピヒギア　ニウエ高等弁務官

○農林水産省告示第千五百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の六第一項の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定したので、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の六第一項及び第三項の規定に基づき、当該医薬品の範囲、提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　医薬品の範囲

専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品のうち、次に掲げる成分を含有する製剤

㈠　クロストリジウム・ボツリヌスC型菌BC01株（シード）トキソイド、クロストリジウム・ボツリヌスD型菌BD02株（シード）トキソイド及び水酸化アルミニウムゲル

㈡　気腫疽菌沖縄F株（シード）培養上清濃縮液、クロストリジウム・セプチカムNo.44T株（シード）培養上清濃縮液、クロストリジウム・ノビイB型菌CN1025T株（シード）培養上清濃縮液、クロストリジウム・パーフリンゲンスA型菌PB6KT株（シード）培養上清濃縮液、クロストリジウム・ソルデリー3703T株（シード）培養上清濃縮液、りん酸三ナトリウム・12水及び塩化アルミニウム（Ⅲ）六水和物

㈢　HmLu－SC細胞培養アカバネウイルスE－24－KB株（シード）、HmLu－SC細胞培養カスバウイルスK－47－KB株（シード）、HmLu－SC細胞培養アイノウイルスJaNAr28－KB株（シード）、HmLu－SC細胞培養ピートンウイルスNS／3－KB株（シード）及び水酸化アルミニウムゲル

㈣　MDBK－NST細胞培養弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルスNo.758－43株、SK－H－KB細胞培養弱毒牛ウイルス性下痢ウイルス1型No.12－43株、鶏胚初代細胞培養弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルスBN－CE株（シード）、HmLu－SC細胞培養弱毒牛RSウイルスrs－52株、BT－T1細胞培養弱毒牛アデノウイルス（7型）TS－GT株、ヒストフィルス・ソムニM－1　Br／B株（シード）及び水酸化アルミニウムゲル

㈤　エドワジエラ・タルダM－1　G－3株及びフコイダン

㈥　ヒストフィルス・ソムニM－1　Br株、パスツレラ・ムルトシダBP165／B株、マンヘミア・ヘモリティカHL2／B株、りん酸三ナトリウム・12水及び塩化アルミニウム（Ⅲ）六水和物

㈦　豚丹毒菌Kyoto株（シード）NaOH抽出抗原、アクチノバシラス・プルロニューモニエY－1－1株（シード）（血清型1型）培養上清濃縮抗原、アクチノバシラス・プルロニューモニエG－4－1株（シード）（血清型2型）培養上清濃縮抗原、アクチノバシラス・プルロニューモニエE－3－1株（シード）（血清型5a型）培養上清濃縮抗原及び無水マンニトール・オレイン酸エステル加流動パラフィン

二　提出すべき資料

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二十六条第一項第一号に掲げる資料。ただし、薬学及び獣医学上公知である場合その他当該資料の提出を必要としない合理的な理由がある場合には、当該資料を提出することを要しない。

三　提出期限

1　一の㈢及び㈣の成分を含有する製剤にあっては、平成三十年十月三日とする。

2　一の㈠、㈡、㈤、㈥及び㈦の成分を含有する製剤にあっては、平成三十一年七月三日とする。

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年九月十四日農林水産省告示第千九百五十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年九月十四日農林水産省告示第千九百五十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年九月十九日農林水産省告示第千九百六十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年十月十二日農林水産省告示第二千五十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

昭和五十九年十二月六日農林水産省告示第二千三百五十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）